5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : TSUGE Shinjirou, Director of Development Administration Department, Hokkaido Regional Development Bureau

⑵　Classification of the products to be procured : 15, 29

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Information Network System Maintenance

⑷　Service period : From 1 April, 2023 through 31 March, 2024

⑸　Service place : The place specified by the Obligating Officer

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

②　have Grade A, B or C in terms of the qualification for participating in tenders of the “Provision of services” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for everyministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2022・2023・2024

③　not be currently under suspension of nomination by Director-General, Hokkaido Regional Development Bureau during the time of successful bid decision from time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification

④　obtained a bid manual directly from system or the person of ordering

⑤　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order

⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 9 February 2023

⑻　Time limit for tender : 12 : 00 p.m. 7 March 2023

⑼　Contact point for the notice : ITOU Masaki, Machinery Budget Section, Machinery Division, Hokkaido Regional Development Bureau, Nishi 2-Chome, Kita 8Jo, Kita-ku, Sapporo, Hokkaido, 060―8511, Japan TEL 011―709―2311 ext. 5399

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和５年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和５年１月10日

支出負担行為担当官

北海道開発局函館開発建設部長　岡下　　淳

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発函館第６号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　15、29

⑵　購入等件名及び数量

①　函館開発建設部管内　多重無線通信回線用装置外保守点検　一式（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

②　函館開発建設部管内　情報通信システム用装置保守点検　一式（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

③　函館開発建設部管内　道路情報表示システム外保守点検　一式（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　履行期間　令和５年４月１日から令和６年３月31日

⑸　履行場所　支出負担行為担当官が指定する場所。

⑹　入札方法　総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

⑺　電子調達システムの利用　本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難い場合は、紙入札方式参加願及び紙契約手続願を提出するものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」において、Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」に基づき書類を提出した者を除く。）でないこと。

⑷　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

⑸　申請書等の受領期限の日から落札決定の時までの間に、北海道開発局長から指名停止を受けていないこと。

⑹　電子調達システムを利用する場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑻　電子調達システムから入札説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から入札説明書等の交付を受けた者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒040―8501 北海道函館市大川町１番27号

北海道開発局函館開発建設部契約課上席契約専門官　松永　英二　電話0138―42―7525

⑵　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

政府電子調達（ＧＥＰＳ）

https://www.geps.go.jp

上記３⑴の問い合わせ先に同じ。

⑶　入札説明書の交付方法　電子調達システムにより交付する（入札説明書等に対する質問回答書についても同様に交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックすること。）。

ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記３⑴に問い合わせること。

⑷　電子調達システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　令和５年２月14日12時00分

⑸　電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　令和５年３月14日16時00分

⑹　開札の日時及び場所　令和５年３月15日14時00分　北海道開発局函館開発建設部１階会議室

⑺　本業務に係る落札決定及び契約締結は、令和５年４月３日を予定しているが、予算成立が４月４日以降となった場合は、予算成立日に落札決定及び契約締結する。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみの契約とする。

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項

①　電子調達システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（申請書等）を所定の受領期限までに上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。

②　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な申請書等を所定の受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。

なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本入札公告等に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札の条件に違反した者のした入札及び入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。